鎌ケ谷市畜犬登録管理システム賃貸借に係る公募型プロポーザル実施要領

第１　趣旨・目的

　現行の畜犬登録管理システムにより犬や所有者の情報を入力、参照、帳票作成などを行っているが、保守期間の満了に伴い、より利便性の高いシステムを導入し、事務の効率化を図りたいと考えている。そのため、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定するものとする。

第２　業務概要

１　業 務 名　　鎌ケ谷市畜犬登録管理システム賃貸借

２　履行場所　　鎌ケ谷市の指定する場所

３　業務内容　　別紙「鎌ケ谷市畜犬登録管理システム賃貸借仕様書」のと　おり。

４　履行期間　　契約締結後から令和１０年９月３０日まで

第３　提案限度額

金３，４０１，２００円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

* この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

なお、契約は長期継続契約となるが、令和５年度については、導入一時経費と６ヵ月間の保守費用の合計とし、２，５９９，３００円を上限とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 賃貸借期間 | 賃貸借料(税込) |
| 令和５年度 | 令和5年10月1日～令和6年3月31日(6ヵ月） | 2,599,300円 |
| 令和６年度 | 令和6年4月1日～令和7年3月31日(12ヵ月） | 178,200円 |
| 令和７年度 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日(12ヵ月） | 178,200円 |
| 令和８年度 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日(12ヵ月） | 178,200円 |
| 令和９年度 | 令和9年4月1日～令和10年3月31日(12ヵ月） | 178,200円 |
| 令和10年度 | 令和10年4月1日～令和10年9月30日(6ヵ月） | 89,100円 |
| 賃貸借期間全体（60ヵ月） | | 3,401,200円 |

第４　プロポーザル方式の実施形式

本業務は、公募型プロポーザル方式により契約候補者等を決定するものとする。

第５　日程

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 実施内容 | 実施期間又は期日 |
| 公募開始 | 令和５年１月２３日(月)から |
| 質問書受付締切 | 令和５年２月　３日(金)１７時まで |
| 質問書に対する回答 | 令和５年２月　９日(木)(随時回答) |
| 参加申込書・企画提案書等受付締切 | 令和５年２月２０日(月)１７時まで |
| 参加資格要件確認結果通知 | 令和５年２月２７日(月) |
| プレゼンテーション | 令和５年３月１４日(火)（予定） |
| 審査結果通知 | 令和５年３月２０日(月)（予定） |
| 契約締結 | 令和５年４月　１日(土)（予定） |
| システム導入期間 | 令和５年４月１日～令和５年９月３０日(予定) |
| 運用開始 | 令和５年１０月１日(日)（予定） |

第６　参加資格要件

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる参加資格要件をすべて満たしていること。

１　参加申込時点において、鎌ケ谷市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

２　地方自治法施行令第１６７条の４第１項各号の規定に該当しない者であること。

３　参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、鎌ケ谷市建設工事請負業者等指名停止措置規程に基づく指名停止を受けていない者であること。

４　鎌ケ谷市入札契約等に係る暴力団対策措置要綱に基づく措置要件該当者に該当していないこと。

５　参加申込書の提出期限から契約候補者の選定までの間に、手形交換所並びに電子交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過した者又は当該業務の実施要領公開日前６か月以内に手形、小切手を不渡りしていない者であること。

６　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。

７　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者であること。

８　過去５箇年度（平成３０年度から令和３年度）及び本件の実施要領公布日までに地方公共団体が発注した畜犬登録管理システム業務の実績を有する者であること。

第７　参加申込方法

１　参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の（１）提出書類の全てを提出しなければならない。

なお、所定の期限までに参加申込書等を提出しない者又は参加資格要件を満たさないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができないものとする。

ア　提出書類

（ア）　参加申込書（様式第１号）

（イ）　会社概要書（様式第２号）

（ウ）　業務委託実績書（様式第３号）

（エ）　業務実施体制書（様式第４号）

（オ）　配置予定技術者経歴・業務実績書（様式第５号）

（カ）　業務工程表（任意様式。Ａ４サイズを基本とする。）

（キ）　企画提案書（任意様式。Ａ４サイズを基本とする。）

（ク）　基本機能要件確認表（様式第７号）

（ケ）　見積書（任意様式。また、委託金額と各年度の積算の具体的な見積内訳書を添付すること。Ａ４サイズを基本とする。）

（コ）　審査委員会の出席予定者の名簿（任意様式。役職及び氏名を明記すること。Ａ４サイズを基本とする。）

イ　提出部数

正本１部及び副本８部

ウ　提出期間

令和５年１月２３日（月）から令和５年２月２０日（月）１７時まで

（土日・祝日を除く。）

８時３０分から１７時まで（１２時～１３時を除く。）

エ　提出場所

鎌ケ谷市市民生活部環境課環境保全係

オ　提出方法

　　　　持参によること。ただし、郵送、電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

カ　企画提案書作成時の留意事項

（ア）　企画提案書の書式等

ａ　用紙サイズ等は、Ａ４判、横書き、左綴じとする。

ｂ　文字サイズは、１１ポイント以上とする。

ｃ　使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

ｄ　印刷はカラー刷りとする。

ｅ　資料のページ数に制限はないが、第９の２（１）に記載しているプレゼンテーションの制限時間を踏まえて作成すること。

ｆ　表紙、目次を除くページにはページ番号を付すこと。

ｇ　企業名、ロゴ等を記載しないこと。

　　　（イ）　企画提案書等の作成について

　　　　　　ａ　企画提案書の作成にあたっては、仕様書及び実施要領を踏まえて作成すること。

ｂ　参加希望者は、提出書類の作成、提出をもって実施要領の記載内容に同意したものとする。

ｃ　提案内容は、すべて参加希望者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。

ｄ　仕様書以上の業務項目及び内容が盛り込まれている場合は、そのアピールポイントが容易にわかるように記載すること。

ｅ　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象者となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた責任は、全て参加希望者が負うものとする。

ｆ　同一の参加希望者から複数の企画提案書を提出することはできないものとする。

ｇ　提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は、軽微な修正を除き、認めないものとする。

h　提出書類の作成、提出等本プロポーザルへの参加に要する経費等は、選考結果に関わらず、全て参加希望者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。

ｉ　提出書類は、契約候補者選定に伴う作業等に必要な範囲にお　いて、市が複製を作成することがある。

j　提出書類の著作権は、各参加希望者に帰属するが、本プロポーザルに係る選定結果の公表等、必要な場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できることとする。

ｋ　提出書類は、鎌ケ谷市情報公開条例（平成１１年条例第３号）に基づく開示請求の対象となる。

　　（ウ）　企画提案書等の内容

　　　　　検索機能、マイクロチップ義務化対応に伴う機能、メンテナンス関連機能、その他について、鎌ケ谷市畜犬登録管理システム賃貸借仕様詳細を踏まえ、対応状況を示すものとする。また、特にマイクロチップ義務化対応に伴う機能については、新たな機能であるため、機能の特徴や便利な機能を詳細に示すものとする。

２　参加資格の確認等

市は第６に定める参加資格要件を満たしているか確認を行い、参加資格の確認結果について、令和５年２月２７日（月）までに「参加資格要件確認結果通知書」により通知するものとする。

また、「参加資格要件確認結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して５日以内（土日・祝日を除く。）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求めることができるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して５日以内（土日・祝日を除く。）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

第８　質疑応答等

本プロポーザルにおける質問及び回答については、次のとおり行うものとする。

１　質問

ア　提出書類　　質疑応答書（様式第６号）

イ　提出期限　　令和５年２月３日（金）１７時まで

ウ　提出先　　　鎌ケ谷市市民生活部環境課環境保全係

エ　提出方法　　質問書に必要事項を記入し、添付ファイルにて電子メールで提出するものとする。電子メールの件名は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」にする。

オ　提出先（メールアドレス）

メールアドレス：hozen@city.kamagaya.chiba.jp

２　回答

ア　回答日　 　令和５年２月９日（木）

イ　回答方法　　質問内容とその回答は、一括して本市ホームページで公表する。なお、事業者の名称を匿名で掲載する。

第９　評価方法及び評価基準

１　審査委員会の設置

提案内容の審査・評価及び契約候補者の選定を行うため、鎌ケ谷市畜犬登録管理システム賃貸借公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　ヒアリング及びプレゼンテーションの実施

審査委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るヒアリング及びプレゼンテーション（以下「プレゼンテーション等」という。）を次のとおり行う。なお、参加業数が多数の場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選出された者についてのみプレゼンテーション等を行うことができるものとする。

ア　実施方法

（ア）　１者ずつの呼び込み方式とし、１者の持ち時間は２０分程度　（プレゼンテーション１５分以内、質疑応答５分程度）とする。

　　　　（イ）　プレゼンテーション等の順番は、市が抽選によって決定する。

（ウ）　追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可とする。

（エ）　本市が貸し出す物品は、机、椅子、電源、スクリーン、プロジェクターとする。パソコン等、それ以外の物品については、参加希望者の負担において用意することとする。

（オ）　審査委員会の出席者は、プレゼンテーション等を行う者１名、その他補助する者２名以内の計３名以内とする。なお、プレゼンテーション等は本業務に直接携わる者が行うこととする。

（カ）　他の参加希望者の提案を傍聴することはできない。

（キ）　指定した日程に遅刻又は欠席した場合は、参加申請を辞退したものとみなす。

（ク）　出席予定者の役職、氏名について変更があった場合は、速やかに鎌ケ谷市市民生活部環境課環境保全係まで連絡することとする。

イ　実施日時及び実施場所

　　　　　次のとおり予定しており、詳細は、提出書類の受付期間後、鎌ケ谷市市民生活部環境課環境課環境保全係から各応募業者に連絡する。

（ア）　日程：令和５年３月１４日（火）【予定】

　　　　（イ）　場所：鎌ケ谷市庁舎６階　第１・２委員会室【予定】

３　評価項目及び評価基準

　　　別に定める「鎌ケ谷市畜犬登録管理システム賃貸借公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

４　契約候補者の選定方法

（ア）　各委員の評価点の合計点数（以下「評価点数」という。）が最も高い者を契約候補者として選定する。

（イ）　最も評価点数の高い者が２者以上あるときは、企画提案時に提出された見積額が最も安価な者を契約候補者として選定する。

（ウ）　契約候補者と当該業務についての協議を行った結果、契約を締結できなかった場合は、評価点数の次点者を契約候補者とする。

（エ）　参加希望者が１者であっても、参加資格を満たしていれば審査を実施する。

第１０　審査結果の通知

契約候補者選定後、参加業者全員に選定又は非選定の結果を「審査結果通知書」により通知するものとする。

また、「審査結果通知書」を受領した者は、通知日から起算して５日以内（土日・祝日を除く。）に、書面（任意様式）をもって、市へ理由の説明を求めることができるものとする。

なお、市は、書面にて理由の説明を求められたときは、当該書面の受理日から起算して５日以内（土日・祝日を除く。）に、説明を求めた者に対し、書面にてその理由を回答するものとする。

第１１　審査結果の公表

１　公表方法

契約候補者選定後、本プロポーザルにおける審査結果を市ホームページにおいて公表するとともに、鎌ケ谷市市民生活部環境課窓口において閲覧に供するものとする。

２　公表内容

ア　業務名

イ　審査結果（契約候補者の名称及び評価点数、契約候補者以外の参加業者の評価点数）

ウ　契約候補者の選定理由

エ　参加業者数

オ　審査経過及び審査委員

３　公表内容に係る留意事項

ア　契約候補者以外の参加希望者の名称は公表しない。

イ　契約候補者以外の参加希望者の評価点数は点数順で表記する。

第１２　失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

１　参加資格要件を満たしていない又は満たさないこととなった場合

２　提出書類に虚偽の記載があった場合

３　実施要領等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

４　提案限度額を超えた見積を提出した場合

５　プレゼンテーション等の開始時間までに会場に来なかった場合

６　審査及び評価の公平性を害する行為があったと市が認める場合

第１３　契約に関する基本的事項

契約候補者と当該業務について協議を行い、内容について双方合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を再度徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。

また、契約金額は原則として企画提案時に提出された見積額を超えないこととし、提案内容が全て契約時の仕様書に盛り込まれるわけではないことに留意すること。

なお、この契約に関する令和５年度予算が議会で認められなかった場合は、この契約を締結しないものとする。

第１４　契約期間

契約期間は、仕様書等で定める履行期間のとおりとする。

ただし、賃貸人の業務内容に瑕疵があることが判明した場合は、この限りではない。

第１５　企画・提案に瑕疵がある場合

１　本プロポーザルにおいて、参加希望者の提出書類若しくは提出期限又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について審査委員会で審議のうえ、参加希望者の取扱いについて決定を行う。

２　審査委員会は、必要に応じて前項の瑕疵について参加希望者にヒアリングを行うことができるものとする。

第１６　プロポーザルの延期、取りやめ等

本プロポーザルは、都合により延期し、又は取り止める場合がある。

この場合において、参加希望者は、意義を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

第１７　業務の適正な実施に関する事項

１　選定された業務の提案内容及び業務を実施したことによる成果物等の著作権を含む全ての知的財産は、原則として委託者である本市に帰属する。

２　業務の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

３　業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

４　鎌ケ谷市個人情報保護条例（平成１２年鎌ケ谷市条例第１号）及び鎌ケ谷市個人情報保護条例施行規則（平成１２年鎌ケ谷市条例第３６号）に基づき、個人情報の取扱いについては十分留意し、漏えい、減失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

５　業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、契約が終了した場合も同様とする。

第１８　その他留意事項

１　本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者負担とする。

２　提出された書類は返還しないものとする。

３　提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用途に使用しないものとする。

４　提出期限以降における提出書類の差替え、訂正、再提出は認めないものとする。ただし、市から指示があった場合を除く。

５　参加希望者が１者であっても、審査及び評価を行い、契約候補者として適当でないと認められる場合には、契約候補者と特定しないことがある。

６　企画提案書等については、参加業者１者につき１提案に限るものとする。

７　参加申込書等を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

８　本プロポーザルに用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。

９　本プロポーザルにおける企画提案書等の提出書類は、鎌ケ谷市情報公開条例（平成１１年鎌ケ谷市条例第３号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

１０　審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めない。

第１９　問い合わせ先（事務局）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　鎌ケ谷市市民生活部環境課環境保全係　担当　井上・袴田

電　話：０４７－４４５－１２２９

ＦＡＸ：０４７－４４５－１４００

Ｅ‐ｍａｉｌ：[hozen@city.kamagaya.chiba.jp](#)